

# 通信・放送の法体系における技術基準について

平成21年2月27日

現行の技術基準の概要

放送中止事故への対処

# 現在の技術基準の概要

## 1. コンテンツに係る技術基準

- (1) 目的 ⇒ 放送の品質の確保、受信端末の安定的な供給の確保等
- (2) 概要
  - ① 放送及び受託放送については、電波法で、無線局を直接規律。
  - ② 有線テレビジョン放送についても、有線テレビジョン放送法で、有線テレビジョン放送施設を直接規律。
  - ③ 電気通信役務利用放送については、電気通信役務利用放送事業者に係る規律（ソフトに係る規律）として、電気通信役務利用放送法により間接的に規律。

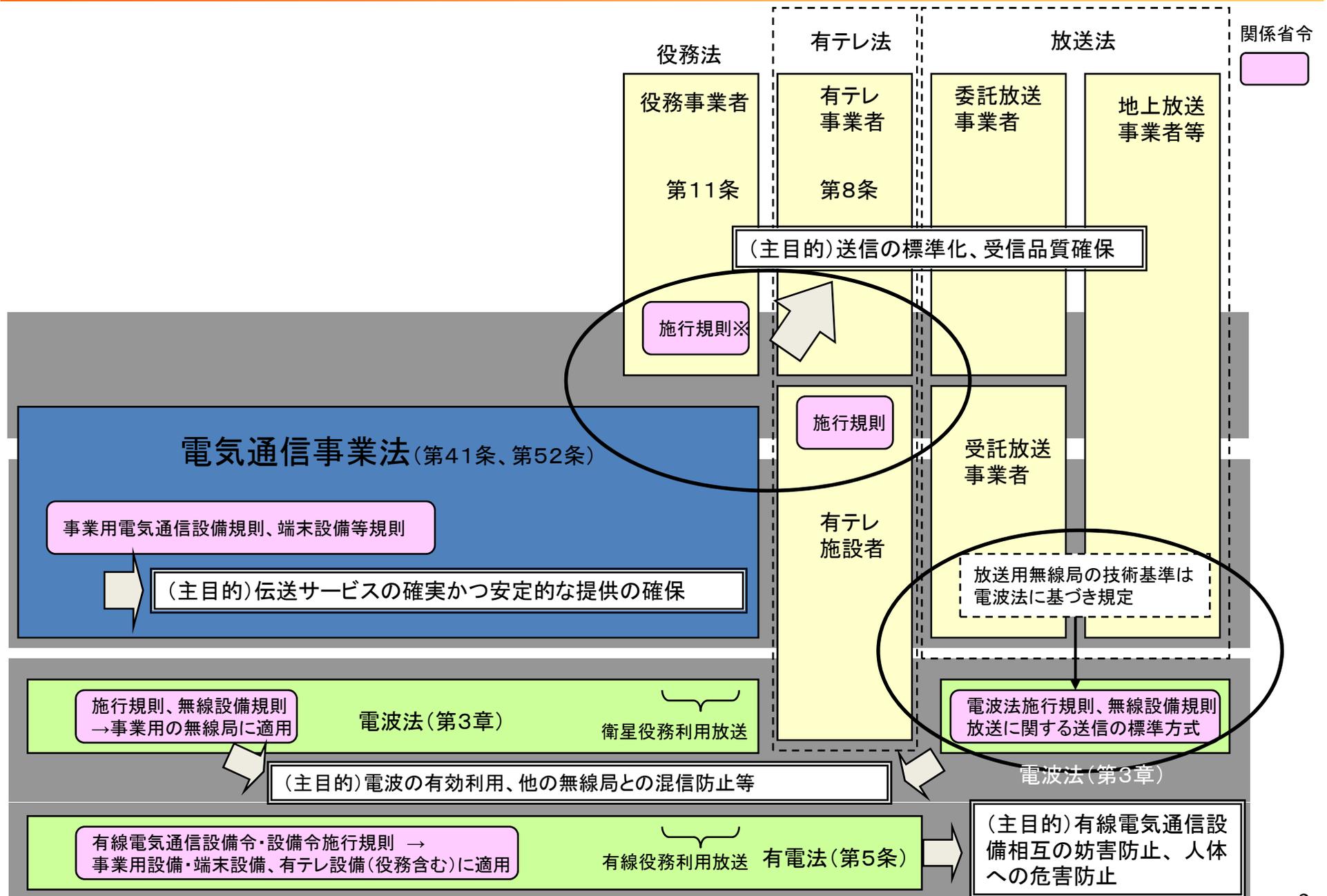
## 2. 伝送サービスに係る技術基準

- (1) 目的 ⇒ 電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保
- (2) 概要
  - ・ 電気通信事業については、電気通信事業法で、次の事項を確保した技術基準による規律を行っている。（第41条第3項）
    - ① 電気通信設備の損壊又は損傷により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること。
    - ② 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
    - ③ 通信の秘密が侵されないようにすること。
    - ④ 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
    - ⑤ 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること。
  - ・ 放送、受託放送、有線テレビジョン放送及び有線ラジオ放送については、電気通信事業法の適用除外。
  - ・ 電気通信役務利用放送の用に供される電気通信事業については、電気通信事業法の適用の対象。

## 3. 伝送設備に係る技術基準

- (1) 目的 ⇒
  - <電波法> 電波の有効利用、他の無線局との混信防止等
  - <有電法> 有線電気通信設備相互の妨害防止、人体への危害防止等
- (2) 概要
  - <電波法> 送信設備に使用する電波の質（占有周波数幅等）、混信防止機能、受信設備から副次的に発する電波の限度、安全施設等を規定。
  - <有電法> 電線間の離隔距離、電柱の強度等を規定。

# 現行の技術基準の全体像



※役務法の技術基準は、役務利用放送事業者が電気通信事業者との契約等により担保。

現行の技術基準の概要

放送中止事故への対処

# 地上放送における最近の主な放送中止事故について

## 日本放送協会・(社)日本民間放送連盟策定「地上放送関係無線設備等の安全・信頼性基準ガイドライン」(平成19年5月17日) (ポイント)

- ・ 防護措置 (無線設備の耐震措置、送信空中線周辺の落雷対策)
- ・ 冗長措置 (重要な送信装置の故障発生時における故障検出、運用者への通知、予備設備への切替、電源への異常発生時における予備電源装置の切替)
- ・ 管理体制 (担当者、責任者の明確化、共同建設の場合における責任の所在の明確化、保守点検事業者との対応窓口の明確化)

| 日時         | 放送局   |                | 停波時間    | 停波理由                   |
|------------|-------|----------------|---------|------------------------|
| 平成19年12月3日 | A社の親局 | テレビ(デジタル)      | 23分間    | 人為的ミス(番組延長時のデータ作成ミス)   |
| 平成20年1月9日  | B社の親局 | ラジオ AM         | 16分35秒間 | 番組送出システムの老朽化           |
|            |       | FM             | 11分35秒間 |                        |
| 平成20年1月10日 | C社    | ラジオ AM         | 16分間    | 人為的ミス(放送時間中のUPS点検操作ミス) |
|            |       | テレビ(アナログ、デジタル) | 17分間    |                        |
| 平成20年3月25日 | D社の親局 | テレビ(デジタル)      | 37分間    | 落雷による非常発電機切替器損傷        |
|            | E社の親局 | テレビ(デジタル)      | 47分間    |                        |
|            | F社の親局 | テレビ(デジタル)      | 54分間    |                        |
| 平成20年4月8日  | G社の親局 | ラジオ AM         | 65分間    | 番組・CM送出システムのトラブル       |

## 情報通信政策局「テレビジョン放送及びラジオ放送に係る放送システムの信頼性の確保について(通達)」(平成20年4月21日)

- ①放送事業者に対し自主点検の実施、点検結果の報告を求める。
- ②点検を踏まえ、引き続き、自主的な管理運用体制の充実、放送中止事故の未然防止への取組を求める。

| 日時         | 放送局    |           | 停波時間     | 停波理由               |
|------------|--------|-----------|----------|--------------------|
| 平成20年8月14日 | H社の親局  | テレビ(アナログ) | 4時間51分間  | 局舎落雷に伴う電源設備焼損のため   |
|            | I社の親局  | ラジオ FM    | 4時間49分間  |                    |
| 平成21年1月10日 | J社の中継局 | テレビ(デジタル) | 10時間41分間 | 商用電源事故停電後、非常電源の未発動 |
|            |        | テレビ(アナログ) | 10時間50分間 |                    |
| 平成21年1月10日 | K社の親局  | ラジオ FM    | 1時間11分間  | 電力線の切断により、電力供給停止   |

# メディアサービスに係る技術基準

◆ 近年の放送中止事故の実情などを踏まえると、メディアサービスの確実かつ安定的な提供を確保するための規律が必要ではないか。

|  |                    | 放送法・電波法   | 有線テレビジョン放送法   | (参考)電気通信事業法  |
|--|--------------------|---|---|--|
| 設備の技術基準適合維持義務                                |                    | ○<br>(電波法第3章)   | ○<br>(有線テレビジョン放送法第8条)   | ○<br>(電気通信事業法第41条第1項)                                |
| 設備の損壊又は故障により、役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること        |                    | (該当する規定なし)<br>※ただし、無線設備規則第33条の9(中波放送無線設備に係る予備電源装置設置努力義務)のように一部については、規定あり。 | (該当する規定なし)  | ○<br>(電気通信事業法第41条第3項第1号)                             |
|  | 役務の品質が適正であるようにすること | 放送に関する送信の標準方式<br>(電波法第3章に基づく複数の省令)  | 有線テレビジョン放送に関する送信の方式<br>(有線テレビジョン放送法施行規則第2章第2節)                        | △<br>(主として、「通話」と「接続」に係る品質を規定)<br>(電気通信事業法第41条第3項第2号) |
| 技術基準適合命令                                     |                    | (該当する規定なし)<br>※ただし、電波法第76条第1項に無線局の運用停止命令の規定あり。                            | ○<br>(有線テレビジョン放送法第24条第1項)   | ○<br>(電気通信事業法第43条)                                   |
| 役務提供の支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないときの業務改善命令 |                    | (該当する規定なし)  | ○<br>(有線テレビジョン放送法第24条第1項。施設の運用が適正を欠くため受信者の利益を阻害していると認めるとき)            | ○<br>(電気通信事業法第29条第1項第8号)                             |
| 業務の停止等の報告                                    |                    | 無線業務日誌の抄録を六箇月ごとに提出しなければならない(電波法施行規則第40条・第41条)                             | 故障の発生状況やその原因を含む有線テレビジョン放送法の運用状況を、年に1回報告しなければならない(有線テレビジョン放送法施行規則第36条) | 理由又は原因とともに、遅滞なく、報告しなければならない(電気通信事業法第28条)             |

## 現行の技術基準の担保措置の比較

- ◆ 技術基準に違反した場合の担保措置を多様化し、実効性のあるものにすべきではないか。
- ◆ 仮に技術基準違反が認められる場合であっても、伝送サービスやメディアサービスのよ  
うに公共性の高い業務に使用されている無線局の運用を停止することはできないのでは  
ないか。

| 技術基準                    | 違反した場合の担保措置  |   |                         |  |
|-------------------------|--|---|-------------------------|--|
|                         | 勧告、適合命令等   | 業務等の停止  | 免許等の取消し                 | 罰則   |
| 電波法第3章<br>放送<br>受委託放送   | なし   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●電波の発射停止命令(第72条第1項)</li> <li>●無線局の運用停止命令(第76条第1項)</li> <li>●登録局の効力停止処分(第76条第2項)</li> </ul> | ●免許の取消し(第76条第3項～第5項)    | ●第72条第1項・第76条第1項により電波の発射又は運用を停止された無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第110条第6号) |
| 有線電気通信<br>法第5条          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●設備の使用の停止又は改造、修理等の命令措置(第7条第1項)</li> <li>●設備の改善等の勧告(第7条第2項)</li> </ul> | なし  | なし                      | ●第7条第1項の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金(第16条第2号)                              |
| 電気通信事業<br>法第41条         | ●技術基準適合命令(第43条)  | なし  | ●登録の取消し(第14条第1項第1号)     | ●第43条第1項の命令に違反した者は、200万円以下の罰金(第186条第3号)                                    |
| 有線テレビジ<br>ョン放送法第8<br>条  | ●施設の改善命令(第24条第1項)  | なし  | ●許可の取消し(第25条第1項第3号、第4号) | ●第24条の命令に違反した者は、30万円以下の罰金(第36条第4号)   |
| 電気通信役務<br>利用放送法第<br>11条 | ●技術基準適合命令(第16条第1項)   | ●業務の停止命令(第16条第3項)   | ●登録の取消し(第9条第1項第2号)      | ●第16条第3項の業務改善停止命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(第25条第2号)                       |